

骨髄移植等によりワクチン再接種が必要になった場合の  
再接種費用を助成する制度創設を求める意見書

予防接種法における定期の予防接種で得られた抗体については、小児がん等の治療において、骨髄移植や免疫抑制剤等による治療を受けることにより失われることがある。

そのため、医師から感染症予防のためワクチン再接種を推奨されることがあるが、現行の予防接種法では、再接種の費用については、任意予防接種となり、全額が自己負担となる。

再接種の費用は、医療機関やワクチンの種類によって、1回につき数千円から13,000円程度と高額な上、複数回の接種が必要なものもあり、多額の費用がかかることになる。

このような中、厚生労働省の調査によると、平成30年7月1日時点で、ワクチンの再接種に対する何らかの助成事業を行っている市区町村は5パーセント程度にとどまっている。

骨髄移植等で抗体が失われ、免疫が消失した人は、それまでの治療で経済的に大きな負担がかかっており、ワクチン再接種費用の助成制度がない現状では、再接種をあきらめてしまう人が潜在的に存在しているものと考えられる。

また、予防接種には個人の感染予防・重症化防止という目的以外に、多くの人が接種を受けることで、感染症の蔓延を防止する集団免疫という社会的意義もある。

よって、定期接種で得た免疫が、骨髄移植等により低下または消失し、医師の判断によりワクチン再接種が必要になった場合、居住地にかかわらず、過度な負担なく確実に予防接種を受けられるよう、ワクチンの再接種費用を助成する制度及び再接種によって副反応等の健康被害が生じた際に定期接種と同等に補償する制度の創設を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年2月27日

小田原市議会

衆議院議長 参議院議長  
内閣総理大臣 財務大臣  
厚生労働大臣

】あて